⑶　共同企業体の組み合わせ等は、次のとおりとする。

ア　構成員３者の場合　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であること。また、出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上の者であることとするが、長崎県に本社を置く者については客観点数950点以上の者とする。

イ　構成員２者の場合　構成員のうち代表者は、客観点数が1,400点以上の者であること。また、代表者以外の構成員は、客観点数が1,200点以上の者であること。

⑷　単体有資格者の場合は、客観点数が1,400点以上の者であることとする。

⑸　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　３者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した次の㋐施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した次の㋐又は㋑のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合はこれを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有すること。

㋐　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）

㋑　橋りょう新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

イ　２者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記アの㋐の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記アの㋐又は㋑のいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有すること。なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑹　単体有資格者は、平成12年度以降に元請として完工した上記アの㋐の施工実績（当該施工実績が当機構鉄道建設本部における実績で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑺　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、「土木」及び「プレストレストコンクリート」における平成25年度及び平成26年度の当機構鉄道建設本部の工事成績が２年連続で平均60点未満でないこと。

⑻　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑼　単体有資格者又は共同企業体の構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、単体有資格者又は共同企業体の代表者については、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ又はウ及びカの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

㋐　３者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの㋐の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。出資比率が第２位の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの㋐又は㋑のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、上記⑸アの施工経験を必ずしも必要としない。また、上記工事の施工経験は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

㋑　２者による共同企業体の場合は、構成員のうち代表者は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの㋐の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。その他の構成員は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの㋐又は㋑のいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。また、上記工事の施工経験は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

ウ　単体有資格者は、平成12年度以降に元請として完工した上記⑸アの㋐の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。工事成績がない場合は、これを認める。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。また、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。